

JeSU 公認プロライセンス規約

この規約は一般社団法人日本 e スポーツ連合（以下「JeSU」という）が発行する JeSU 公認プロライセンスの概要を定めるものである。

1 JeSU 公認プロライセンスの定義

- 1.1 JeSU 公認プロライセンスとは、JeSU が別途定める JeSU 公認大会規約に基づく JeSU 公認大会において好成績を収め、競技性、興行性ある大会等へ出場するゲームプレイヤーとしてプロフェッショナルであるという自覚を持ち、スポーツマンシップに則り、国内 e スポーツの発展に寄与し、ゲームプレイの技術の向上に日々精進することを誓約する者で、ライセンス取得に相応しいと判断された者に対して、本規約 2 条における種別に応じて発行されるプロライセンスのことをいう。
- 1.2 IP ホルダーとは JeSU 公認プロライセンス発行の対象となるゲームタイトル（以下「IP」という）の発行主体ないし IP を利用した大会実施等に必要ないし知的財産（intellectual property :IP）等を管理ないし保有する者をいう。
- 1.3 本規約に基づく JeSU 公認プロライセンスの発行対象は、原則として日本在住者とする。

2 JeSU 公認プロライセンスの種別

JeSU が発行する公認プロライセンスの種別は以下のとおりとする。但し、IP ホルダー、選手その他 JeSU が必要と認める関係者との協議の上で、JeSU の判断により追加・変更・廃止等の措置があり得るものとする。（以下、併せていずれかの下記ライセンスを保有している者を「JeSU 公認プロライセンス保持者」という）

- 2.1 「ジャパン・eスポーツ・プロライセンス」（以下、「プロライセンス」という）
- 2.2 「ジャパン・eスポーツ・ジュニアライセンス」（以下、「ジュニアライセンス」という）
- 2.3 「ジャパン・eスポーツ・チームライセンス」（以下、「チームライセンス」という）

3 JeSU 公認プロライセンスの種類と取り扱いについて

3.1 「ジャパン・eスポーツ・プロライセンス」

- 3.1.1 15 歳以上且つ義務教育課程を終了している者で、本規約 1.1 条記載のプロライセンス取得に相応しいと判断される選手に対して、プロライセンスを発行する。なお、対象選手において、JeSU が義務教育相当の課程を終了して

いると別途判断した場合でも同様とする。

3.1.2 18歳未満の者への発行は、事前の親権者の同意を必要とする。

3.1.3 プロライセンスの有効期限は取得された日から3年間とする。

3.1.4 団体戦への参加はチームライセンスを保有していない場合でも、チーム内に少なくともプロライセンス、ジュニアライセンスのいずれかを問わず1名JeSU公認プロライセンス保持者がいれば、プロチームとしてJeSU公認の賞金(報酬)付き大会に参加できるものとする。但し、賞金(報酬)を受領できる者は、プロライセンス保持者及びジュニアライセンス保持者のみとし、ジュニアライセンス保持者が賞金(報酬)を受領する場合には、本規約3.2.4条に従うものとする。

3.2 「ジャパン・eスポーツ・ジュニアライセンス」

3.2.1 15歳以下且つ義務教育課程および義務教育相当の課程のいずれも終了していない者で、JeSU公認プロライセンス発行に係る条件を満たすと判断される選手には、事前の親権者の同意のもと、ジュニアライセンスを発行する。

3.2.2 ジュニアライセンス保持者が、本規約3.1.1条に定めるプロライセンスの保持資格を取得した場合は、本人と親権者の意思を確認した上で、ジュニアライセンス保持者に対して、プロライセンスを発行することができるものとする。

3.2.3 ジュニアライセンスの有効期間は、ジュニアライセンス保持者が義務教育課程または義務教育相当の課程を終了するまでとする。なお、義務教育相当の課程を終了しているか否かについては、別途JeSU内で協議の上、判断されるものとする。

3.2.4 ジュニアライセンス保持者は、JeSUとIPホルダーその他関係者の協議の結果、JeSUにおいて相当と認める範囲のものに限り、特典(賞金(報酬)及び賞品を含むが、これらに限られない。)を受領することができるものとする。

3.3 「ジャパン・eスポーツ・チームライセンス」

3.3.1 IPホルダーが推薦したチーム(タイトルごとに所定の複数名以上の選手により構成されたチームをいい、国内の法人(以下、「運営法人」という)によって運営されているものをいう。)で、JeSUが十分な実績がありJeSU公認プロライセンス発行が妥当と認めたチームには、チームライセンスを発行する。なお、チームライセンスの発行にあたっては、チーム内におけるプロライセンスないしジュニアライセンス保持者の有無は問わないものとする。

3.3.2 チームライセンスの有効期限は取得された日から3年間とする。

3.3.3 チームライセンスを保持するチームがJeSU公認の賞金(報酬)付き大会に参加し、賞金を獲得した場合には、当該賞金は、運営法人に対して支払われるものとする。当該運営法人は、これにより受領した賞金を、適切にチーム

の各選手に対して分配するものとする（但し、選手契約その他の合意に基づき、一定の割合を運営法人が取得することを妨げない。）。

4 JeSU 公認プロライセンス発行と管理

- 4.1 JeSU 公認プロライセンスの発行は JeSU が最終的な判断を行うものとする。
- 4.2 JeSU 公認プロライセンスは IP ごとに管理されて発行されるものとする。なお、ライセンスの発行・管理業務ないし作業等については、JeSU が別途指定する第三者に委託して行うことを妨げない。
- 4.3 各 IP における JeSU 公認プロライセンスの発行数、発行ポリシーは、IP ホルダーと JeSU との協議の上で、都度決定するものとする。

5 JeSU 公認プロライセンスの発行方法

5.1 JeSU 公認大会における JeSU 公認プロライセンスの発行

- 5.1.1 別途定める JeSU 公認大会規約に基づき、JeSU 公認プロライセンス取得資格を持った選手またはチームに発行し、その日から効力が発生するものとする。
- 5.1.2 JeSU 公認プロライセンスの発行数は別途定める JeSU 公認大会規約に準ずるものとする。

5.2 JeSU 公認大会以外における例外的ライセンスの発行

- 5.2.1 IP ホルダーは過去実績も含めて、JeSU 公認の大会以外の国内外の大会で著しく優秀な実績を残した選手のうち、JeSU 公認プロライセンス取得にふさわしい選手を特別枠として推薦することができる。その中から JeSU が対象に十分な実績があり妥当と認めた特定の選手は例外として JeSU 公認プロライセンスの取得資格を有するものとし、JeSU が承認した日から効力が発生するものとする。
- 5.2.2 海外で行われる JeSU 公認大会以外の大会で、事前に IP ホルダーと協議の上、JeSU 公認プロライセンス発行が適当な大会と JeSU が判断した場合、JeSU は当該大会において JeSU 公認プロライセンスを発行することができるものとする。
- 5.2.3 例外的ライセンス発行に関する規定は、JeSU が別に定める場合を除き、ジュニアライセンス、チームライセンスにも適用されるものとする。
- 5.2.4 本規約 9 条に基づきチームライセンスの全部若しくは一部が停止され、または剥奪若しくは返納された場合、IP ホルダーは、当該チームに所属していた選手のうち、著しく優秀な実績を残した選手を別途 JeSU 公認プロライセンスに推薦することができる。その中から、JeSU が対象に十分な実績があり妥当と認めた場合は、例外として JeSU 公認プロライセンスの取得資格を有

するものとする。

6 JeSU 公認プロライセンス保持者の権利

- 6.1 JeSU 公認プロライセンス保持者は、別途定める JeSU 公認大会規約に基づく JeSU 公認大会にプロとして出場する権利を有するものとする。
- 6.2 JeSU 公認プロライセンス保持者は、プロとして出場した JeSU 公認大会において、プロとしての特典（賞金（報酬）、賞品を含むがこれらに限られない）を獲得できるものとする。但し、ジュニアライセンス保持者は本規約 3.2.4 条に従うものとする。なお、日本国籍を持たない JeSU 公認プロライセンス保持者は、賞金受領時において適切な在留資格を持つことを要するものとし、当該在留資格の状況を適時に JeSU 及び IP ホルダーに対して届け出るものとする。
- 6.3 JeSU 公認プロライセンス保持者は、JeSU が主催または窓口委任を受けた大会に関して、別途定める JeSU 公認国際大会規約に基づき、日本代表として大会に出場するための権利を有する。
- 6.4 JeSU 公認プロライセンス保持者のうち、本規約 7 条または 8 条記載の義務を履行した者には、JeSU 公認プロライセンスを保有していることを証明するためのライセンスカードを発行する。

7 JeSU 公認プロライセンスの新規取得者の義務

- 7.1 JeSU 公認プロライセンスを取得する者は、選手データベース作成のため、以下の事項を JeSU に対して申し出るものとする。なお、登録内容に変更があった場合は、必ず申請し登録情報の更新を行うものとする。
 - 7.1.1 必須事項
 - ・氏名（本名） ・住所 ・生年月日 ・メールアドレス ・電話番号
 - ・所属チーム/マネジメント会社 ・IGN（プレイヤーネーム）
 - ・顔写真・戦歴
 - 7.1.2 任意事項
 - ・アピールポイント・SNS
- 7.2 JeSU のホームページには IGN、所属チーム/マネジメント会社、顔写真、居住地、戦歴、アピールポイント、SNS を掲載するものとする。
- 7.3 JeSU 公認プロライセンスの取得資格を得た者は、JeSU 公認プロライセンス申請時に反社会的勢力の排除等に関する誓約書を提出するものとする。
- 7.4 例外的ライセンス発行の場合、IP ホルダーが例外的ライセンス発行を申請する際に例外的ライセンスの取得資格を得た者の反社会的勢力の排除等に関する誓約書も併せて提出するものとする。
- 7.5 JeSU 公認プロライセンスの取得資格を得た者は、JeSU の指定するところに従っ

て、ドーピング禁止、納税方法、競技におけるスポーツマンシップなどに関する、e ラーニングによるテストを修了するものとする。

- 7.6 JeSU 公認プロライセンス発行時には、発行手数料として、以下に定める費用を支払うものとする。但し、発行における発行費その他の費用の負担については、各 IP ホルダーまたは大会主催者と JeSU とが別途協議して定めるものとする。

7.6.1 「ジャパン・e スポーツ・プロライセンス」 5,500 円

7.6.2 「ジャパン・e スポーツ・ジュニアライセンス」 無料

7.6.3 「ジャパン・e スポーツ・チームライセンス」 5,500 円×チームライセンス発行申請時に登録された所属選手の人数（人数は IP ホルダーと JeSU が相談の上、決めるものとする。）

7.6.4 チームライセンスの特例

チームライセンスの発行申請及び管理は、運営法人が適切に行うものとし、運営法人は、チームに所属する各選手に対して、前各項に定める義務のうち選手個人が遵守すべき事項を実施させるものとする。

8 JeSU 公認プロライセンスの更新者の義務

- 8.1 ジュニアライセンスを除く JeSU 公認プロライセンス保持者は、権利を取得した日から 3 年ごとに JeSU が指定する様式に応じて JeSU 公認プロライセンスの更新有無の意思を示すものとする。

8.2 JeSU 公認プロライセンスの更新意思を示した者は、JeSU の指定するところに従って、ドーピング禁止、納税方法、競技におけるスポーツマンシップなどに関する、e ラーニングによるテストを修了するものとする。

- 8.3 JeSU 公認プロライセンスの更新意思を示した者は更新時に発行手数料と同額の費用を支払うものとする。

8.3.1 「ジャパン・e スポーツ・プロライセンス」 5,500 円

8.3.2 「ジャパン・e スポーツ・チームライセンス」 5,500 円×チームライセンス更新申請時に登録された所属選手の人数（人数は IP ホルダーと JeSU が相談の上、決めるものとする。）

- 8.4 ジュニアライセンスからプロライセンスへの切り替え時においては、プロライセンスと同額の発行手数料を支払うものとする。

9 JeSU 公認プロライセンス権利の停止、返納勧奨及び剥奪について

- 9.1 JeSU は、次に定める事由が発生した場合には、該当する JeSU 公認プロライセンスに基づく権利の全部若しくは一部を停止し、または JeSU 公認プロライセンスを返納勧奨若しくは剥奪（以下、「停止等」という。）することができる。

9.1.1 JeSU 公認プロライセンス保持者(チームライセンスについては所属選手を

含む。)が、誓約書その他 JeSU が定める規定に反する行為(チート行為など)を行った場合。

9.1.2 JeSU または IP ホルダーが JeSU 公認プロライセンスに相応する実績・行動・活動実態が伴わないと判断した場合。

9.1.3 JeSU 公認プロライセンスの権利取得後、事務局からの詳細案内日あるいは更新の案内日から 3 か月以内に、JeSU 公認プロライセンス取得の資格を有する者が取得に必要な手続を完了しない場合または JeSU 公認プロライセンス保持者(チームライセンスについては所属選手を含む。)が更新に必要な手続を完了しない場合。但し、海外赴任、病気、怪我及び入院等、当該期間内に必要な手続を完了することができなかつたことについて特段の事情があると JeSU が認める場合は、この限りではない。

9.1.4 最初の e ラーニング受講に関する通達から原則 3 か月に渡り講習を受講しない場合。

9.2 JeSU は、前項の停止等の措置を行うに際しては、対象となる JeSU 公認プロライセンス保持者(チームライセンスについては運営法人及びその代表者を含む。)に対して事前に聴取を行うよう努める。

9.3 JeSU は本規約 9.1 条に基づき停止等の措置を行った場合、対象となる JeSU 公認プロライセンス保持者(チームライセンスについては運営法人及びその代表者を含む。)が負担した JeSU 公認プロライセンス発行費用などについて一切の返還義務を負わないものとする。

9.4 JeSU 公認プロライセンスの返納について

9.4.1 JeSU 公認プロライセンス保持者は、ライセンスの返納を希望する場合には、JeSU が別途定める手続きに従って、JeSU に対して JeSU 公認プロライセンスを返納するものとする。なお、運営法人は、チームライセンスの返納を行う場合には、JeSU が別途定めるところに従い、所属選手の意思確認を実施するものとする。

10 規約の改訂等

10.1 JeSU は、この規約に定めのない事項については別途詳細を定め、また、この規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、ウェブサイト、電子メール、書面その他 JeSU が適切と判断する方法により通知した時点からその効力を生じるものとする。

〈付則〉

2018年5月8日制定、施行

2019年4月11日改訂、施行

2021年10月19日改訂、施行

2022年4月1日改訂、施行

2023年6月13日改訂、6月19日施行

2024年2月19日改訂、5月1日施行